補償内容の詳細はＰ98から

火災共済上乗せ

2021年1月1日以降始期契約用

地震保険付き火災保険

GK すまいの保険（すまいの火災保険）／火災等限定プラン

２月の福島県沖地震・３月の宮城県沖地震により、被害を受けられました皆さまに謹んでお見舞い申し上げます。
一日も早く復旧されますことを心よりお祈り申し上げます。

地震リスク※から皆さまの財産を守ります

※地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする被害

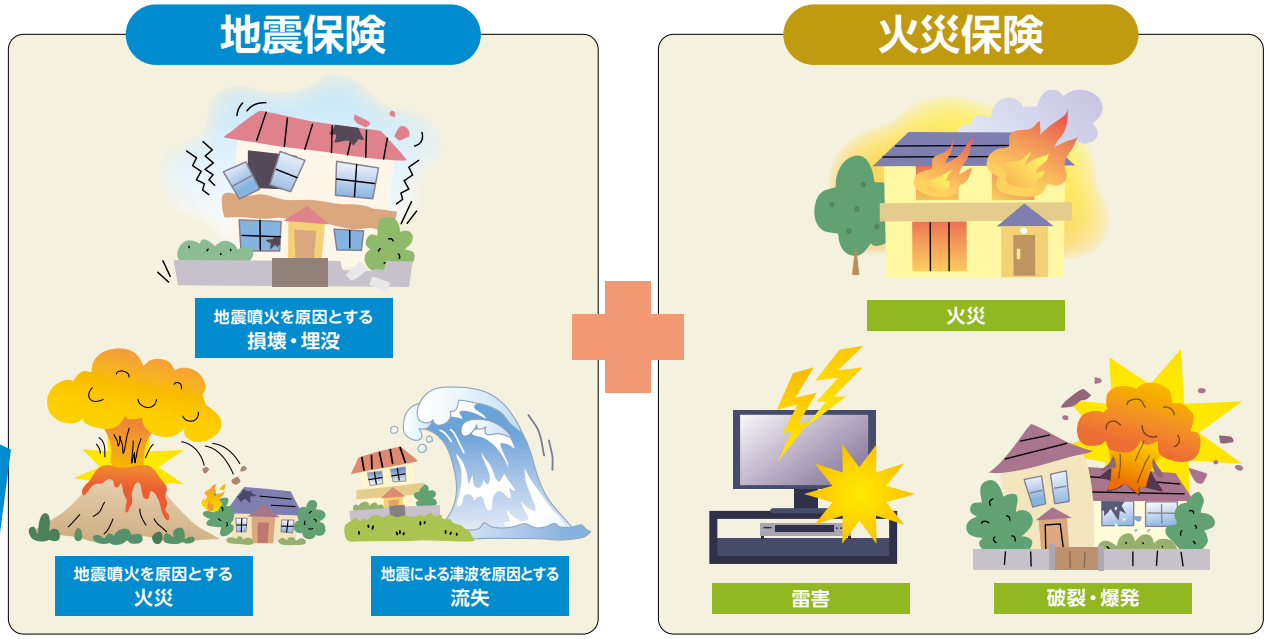

2020年度受付事故の保険金お支払状況（2021年4月現在）

（単位：件、万円）

	火災等	地　震	合　計
件　　数	5	312	317
支払保険金	43	19,939	19,982

●建物3,000万円の補償イメージ

【前提条件】一戸建（延床面積150㎡）　【建物評価額（再調達価額）】3,000万円
【地震保険金額】1,000万円　【火災保険金額】2,000万円　【火災共済金額】1,000万円

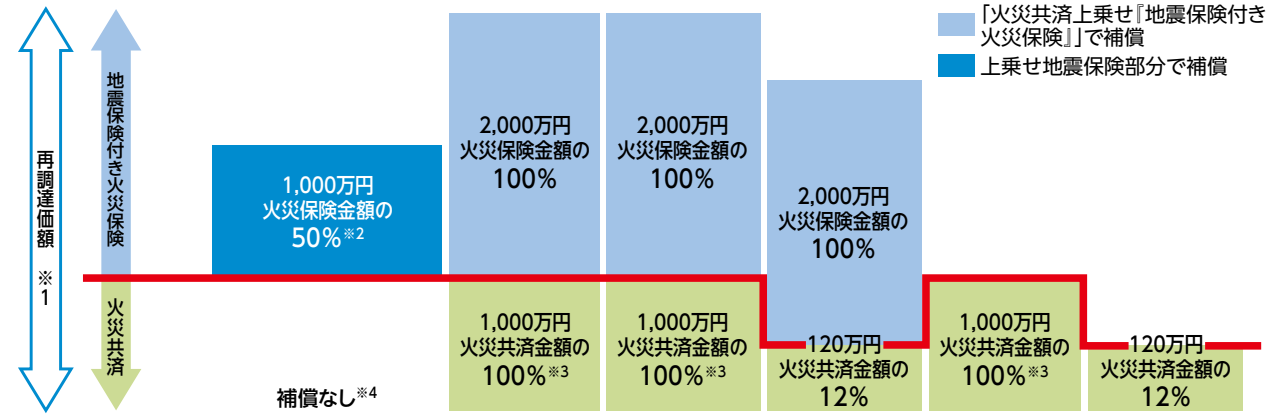

補償される金額	地　震	火　災	落　雷	破裂・爆発	風水雪雹凍災害	その他災害
	1,000万円	3,000万円	3,000万円	2,120万円	1,000万円	120万円

※1　再調達価額とは、現在の建物と同等の構造、用途、規模のものを新築するために必要な額。家財（動産）の場合は、同等の家財（動産）の再取得費相当額をいいます。
※2　地震保険金額は、上乗せ火災保険金額部分の30%～50%の範囲内でお決めいただきます。ただし、地震保険金額は建物5,000万円・家財1,000万円が限度となります。
※3　被害割合が全壊・全流失・全埋没・70%以上のときの火災共済金額となります。
※4　地震等共済金はありますので、詳しくは火災共済の商品頁をご確認ください。

火災共済上乗せ

2021年1月1日以降始期契約用

地震保険付き火災保険

GK すまいの保険（すまいの火災保険）／火災等限定プラン

コンセプト

地震による損害への備えには、通常の火災保険だけではなく地震保険が必要です。本保険は、東北電力生協組合員の皆さまのために、**火災共済とセットでご加入いただく**ことを前提に開発された商品です。そのため、火災共済の利点を十分に活かしながらご加入いただけます。

大口団体割引について

大口団体割引10%が適用されるため、一般で加入する契約と比べ割安です。

※地震保険には適用されません。
※割引率は2021年10月１日～2022年９月30日の間に保険始期日があるご契約に適用されます。
※割引率は団体全体のお引受実績に応じて毎年10月１日に見直されます。

保険期間および補償の開始・終了時期

- 保 険 期 間：１年間（１年未満での短期契約はできません）
- 補償の開始：保険期間の初日（始期日）の午後４時（これと異なる時刻が保険申込書に記載されている場合はその時刻）
- 補償の終了：保険期間の末日（満了日）の午後４時

保険料の払込方法（団体扱）

- 東北電力生協指定の方法により引き落としされます。（月払のみ）

ご契約にあたっての条件
（火災共済とのセット加入のため制限がございます）

ご契約いただける方、補償を受けられる方（＝保険対象の所有者）について

契約者と契約条件	〈建物ご加入希望の方〉火災共済に **建物100口以上でご加入**の方 〈家財ご加入希望の方〉火災共済に **動産20口以上でご加入**の方 【注意点】火災共済と同時加入も可能です。火災共済を解約された場合は当保険をご加入・ご継続いただくことができません。
被保険者の範囲 保険の対象（建物・家財）の所有者です。	保険始期日時点において建物または家財（動産）の所有者が次のいずれかに該当する方。 （１）組合員ご本人（保険契約者）または配偶者 （２）組合員ご本人（保険契約者）または配偶者の同居の親族 （３）組合員ご本人（保険契約者）または配偶者の別居の扶養親族（例えば下宿中の学生など） （４）保険契約者ご本人または配偶者の別居の扶養していない親族を被保険者とすることができます。 ※上記（１）～（３）の方が（４）の方と共有する物件を保険の対象とする場合。 【注意点】 ・保険期間の中途で保険契約者・被保険者のいずれかが上記の条件に合致しなくなった場合には代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。 ・保険契約者と被保険者が異なる場合、この書面の記載事項について被保険者にも必ず説明をお願いします。

補償対象（保険の対象）となるもの

東北電力生協の火災共済契約が締結されている次のものを保険の対象とすることができます。

建物	**居住のみに使用される建物（営利目的の建物を除く）** （門・塀・垣、66㎡未満の車庫・物置等付属建物、屋外設備※1、庭木※2を含む） ※1　屋外設備・庭木は合算で1事故1敷地内一括で100万円が損害保険金の限度となります。 ※2　庭木は建物と同時に損害を受け、7日以内に枯死した場合のみ補償対象となります。 マンション　一戸建て
家財	**上記建物もしくは賃貸建物の敷地内に所在する家財（生活用動産）一式※3** （記名被保険者の親族が所有する家財を含む） テレビ・PC等電化製品　衣類・バッグ　家具　食器・本 ※3　次の家財（生活用動産）は保険の対象となりません。 自動車（自動三輪車および自動二輪車を含み、総排気量125CC以下の原動機付自転車を除きます。）など

補償内容

1．補償の概要

火災保険	・火災、落雷、破裂、爆発によって、ご契約の建物または家財に損害が発生した場合などに保険金をお支払いします。 ※火災共済から共済金が支払われた場合には、その分を差し引いてお支払いします。
地震保険	・地震、噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって、ご契約の建物または家財に損害が発生した場合に保険金をお支払いします。 ・お支払いする保険金は、損害の程度により異なります。詳細は下表をご覧ください。

2．地震保険でお支払する保険金

損害の程度	お支払いする保険金の額	保険金をお支払する場合	
		建物	家財
全　損	地震保険金額の **100%**（時価額が限度）	基礎・柱・壁・屋根など※1の損害の額が建物の時価額の**50%以上**※2	家財の損害の額が家財全体の時価額の **80%以上**
		焼失・流失した部分の床面積が建物の延床面積の**70%以上**	
大半損	地震保険金額の **60%**（時価額の60%が限度）	基礎・柱・壁・屋根など※1の損害の額が建物の時価額の**40%以上50%未満**※2	家財の損害の額が家財全体の時価額の **60%以上80%未満**
		焼失・流失した部分の床面積が建物の延床面積の**50%以上70%未満**	
小半損	地震保険金額の **30%**（時価額の30%が限度）	基礎・柱・壁・屋根など※1の損害の額が建物の時価額の**20%以上40%未満**※2	家財の損害の額が家財全体の時価額の **30%以上60%未満**
		焼失・流失した部分の床面積が建物の延床面積の**20%以上50%未満**	
一部損	地震保険金額の **5%**（時価額の5%が限度）	基礎・柱・壁・屋根など※1の損害の額が建物の時価額の**3%以上20%未満**※2	家財の損害の額が家財全体の時価額の **10%以上30%未満**
		全損・大半損・小半損に至らない建物が**床上浸水**または地盤面から45cmを超える浸水	

※1　基礎・柱・壁・屋根などの主要構造部に着目して損害を調査します。地震保険でいう「主要構造部」とは、建築基準法施行令第1条第3号に掲げる構造耐力上主要な部分をいいます。
※2　津波によって建物（「木造建物」「共同住宅を除く鉄骨造建物〈鉄骨系プレハブ造建物等の戸建住宅〉」）に浸水損害が発生した場合は浸水の深さ、地盤の液状化によって建物（上記と同じ）に損害が発生した場合は傾斜の角度または沈下の深さで「全損」、「大半損」、「小半損」、「一部損」を認定します。詳しくは、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。
注1　時価額とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象の価額であって、再調達価額から使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。
注2　損害の状況については、損害保険会社の専門の調査員がお伺いし、判定します。
注3　1回の地震による保険金の総支払限度額は12兆円（2021年5月現在）です。万一、この額を超える損害が発生したときは保険金が減額されることがあります。この金額は、関東大震災クラスの地震が発生しても支払保険金の総額がこの額を超えることがないように決定されており、適宜見直されています。
注4　地震保険の損害認定結果と自治体の罹災証明書の被害認定は一致しない場合があります。

補償額（保険金額）の目安

●建物の保険金額

建築金額（新築時の価額）		火災共済（建物）の加入口数（最低100口）×10万円		火災保険金額	▶	地震保険金額（火災保険金額の30～50%の範囲内で設定）
万円	－	万円	＝	万円	▶	万円
たとえば…3,000万円の建物に補償をつける場合		火災共済に100口加入していたとすると		設定できる火災保険金額は…		この時、地震保険金額は
3,000 万円	－	1,000 万円	＝	火災保険金額 2,000 万円	▶	地震保険金額 600～1,000 万円

●家財の保険金額

家財の評価額		火災共済（動産）の加入口数（最低20口）×10万円		火災保険金額	▶	地震保険金額（火災保険金額の30～50%の範囲内で設定）
万円	－	万円	＝	万円	▶	万円
たとえば…35歳の夫婦と子ども１人の家族に家財の補償をつける場合		火災共済に20口加入していたとすると		設定できる火災保険金額は…		この時、地震保険金額は
1,000 万円※	－	200 万円	＝	火災保険金額 800 万円	▶	地震保険金額 240～400 万円

※下表「33歳～37歳」「夫婦＋子ども（18歳未満）1人」の目安額1,080万円を1,000万円として算入しております。

（地震保険金額についての注意）

地震保険金額の設定限度額は、建物5,000万、家財1,000万となります。

（ご参考）標準世帯における家財の評価額（再調達価額）の目安（2021年５月現在）

下記の評価額を参考にして、保険金額を設定してください。

家族構成／世帯主の年齢	夫婦のみ	夫婦＋子ども（18歳未満）1人	夫婦＋子ども（18歳未満）2人
27歳以下	550万円	640万円	730万円
28歳～32歳	710万円	800万円	890万円
33歳～37歳	990万円	1,080万円	1,170万円
38歳～42歳	1,220万円	1,310万円	1,400万円
43歳～47歳	1,400万円	1,490万円	1,580万円
48歳以上	1,480万円	1,610万円(注1)	1,700万円(注2)

（注1）夫婦以外に、18歳以上の方が1人の場合
（注2）夫婦以外に、18歳以上の方が1人と18歳未満の子どもが1人の場合
※同一の家財について複数のご契約をされると、ご契約を1つにした場合に比べ、保険料が割高となることがありますのでご注意ください。
※上の表は再調達価額の目安となります。上の表にない家族構成の場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

保険料例

ご契約の条件（世帯主35歳・夫婦と子ども１人の場合、2021年５月現在）

●保険の対象：建物と家財
●建物構造：木造（非耐火）
●建　築　年：2009年５月
●地震保険建築年割引：適用
●延床面積：150m²
●再調達価額：建物3,000万円、家財1,000万円
●保険期間：１年間
●保険料払込方法：団体扱12分割
●大口団体割引：10%適用
●特約：防犯対策費用特約、特別費用保険金特約

〈契約内容〉

	火災共済金額	火災保険金額	地震保険金額
建物	1,000万円〈100口〉	2,000万円	1,000万円
家財	200万円〈20口〉	800万円	400万円

青森県	岩手県	秋田県	宮城県	山形県	福島県	新潟県
月々 1,840円	月々 1,830円	月々 1,840円	月々 2,790円	月々 1,940円	月々 2,620円	月々 1,940円
建物／1,320円	建物／1,310円	建物／1,320円	建物／2,000円	建物／1,420円	建物／1,880円	建物／1,420円
家財／ 520円	家財／ 520円	家財／ 520円	家財／ 790円	家財／ 520円	家財／ 740円	家財／ 520円

地震保険付火災保険の新特約（2021年１月１日以降始期契約より自動セット）

防犯対策費用特約	建物において犯罪行為が発生した場合に再発防止のために要した建物の改造費用や防犯機器等の設置費用（１回の事故につき20万円限度）、またはドアのカギが盗難に遭った場合に要したドアの錠の交換費用（１回の事故につき10万円限度）を補償します。
特別費用保険金特約	建物の損害に対する支払保険金の額が、１回の事故で建物保険金額に相当する額となり、保険契約が終了する場合に、損害保険金の10％をお支払いします（1回の事故につき1敷地内ごとに200万円限度）。

いずれも、建物を保険の対象に含む契約に自動セット（削除不可）されます。
※家財のみの契約にはセットできません。

お見積り依頼について

大袋に同封の「見積依頼書」に必要事項を記載の上、代理店・扱者（東日本興業電力生協事務所）までFAXもしくは郵送をお願いします。

見積依頼書を基にお見積書を作成し、ご希望の送付方法にてご案内いたします。

地震保険付き火災保険Q&A

Q1.. 引っ越しや増築する場合、どうすればよいですか？

A1.. 契約内容の変更を行う必要があります。連絡がない場合や連絡が遅れた場合には保険金のお支払いに影響がある場合がございますので、変更が発生した場合には遅滞なく代理店・扱者（東日本興業　電力生協事務所）までご連絡ください。

Q2.. 火災共済以外に火災保険の契約があります。地震保険付き火災保険を契約できますか？

A2.. 火災共済以外に火災保険がある場合には、その契約の解約が必要となります。補償が途切れることの無いよう、現在の火災保険の解約日と地震保険付き火災保険の始期日を同日にする必要があります。

Q3.. 地震保険料は地震保険料控除の対象となりますか？

A3.. 所得税で最高５万円の控除、住民税で最高2.5万円の控除となります。（2021年5月現在）

	払込保険料	控除額
所得税	50,000円以下	払込保険料全額
	50,000円超	50,000円
個人住民税	50,000円以下	払込保険料×1/2
	50,000円超	25,000円

万一、事故が発生した場合には代理店・扱者または次の事故受付センターまでご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス

【三井住友海上事故受付センター】 **0120-258-189**（じこは いちはやく）（無料）

【インターネット事故報告】 https://www.ms-ins.com/contractor/contact/
のいずれかでご報告をお願いいたします。

A21-100395　使用期限2022.9.30